

## 松本圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「松本圏域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、松本圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は別表－1の職にある者をもって構成する。（代理出席も可とする）

- 2 別表－2にある機関をアドバイザー、オブザーバーに置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。会長は松本建設事務所長とする。
- 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

### (協議会の対象河川)

第4条 協議会は、松本圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水時期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として情報機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、長野県松本建設事務所計画調査課、安曇野建設事務所整備課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月5日から施行する。  
本規約は、平成29年7月19日から施行する。

表-1

| 参加機関         | 構成員 |
|--------------|-----|
| 松本市          | 市長  |
| 塩尻市          | 市長  |
| 安曇野市         | 市長  |
| 麻績村          | 村長  |
| 生坂村          | 村長  |
| 山形村          | 村長  |
| 朝日村          | 村長  |
| 筑北村          | 村長  |
| 松本警察署        | 署長  |
| 塩尻警察署        | 署長  |
| 安曇野警察署       | 署長  |
| 松本広域消防局      | 局長  |
| 長野県松本地域振興局   | 局長  |
| 長野県松本保健福祉事務所 | 所長  |
| 長野県犀川砂防事務所   | 所長  |
| 長野県安曇野建設事務所  | 所長  |
| 長野県松本建設事務所   | 所長  |
| 長野県奈良井川改良事務所 | 所長  |

表-2

| 参加機関           |
|----------------|
| (アドバイザー)       |
| 国土交通省 長野国道事務所  |
| 国土交通省 千曲川河川事務所 |
| 国土交通省 松本砂防事務所  |
| 国土交通省 長野地方气象台  |
| 農林水産省 中信森林管理署  |
| 長野県 危機管理防災課    |
| 長野県 河川課        |

